



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年2月28日金曜日 第588号

◇ 目 次 ◇ 規 則

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則..... (業務衛生課) 97

告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可..... (市町振興課) 98

救急病院の協力申出..... (医療対策課) 98

県統計調査の実施..... (健康増進課) 98

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) 99

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) 99

都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) 99

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) 99

道路の供用開始 (県道後柿之浦線) (南予地方局管理課) ... 100

道路の区域変更 (一般国道 197 号) (南予地方局大洲土木事務所) ... 100

道路の供用開始 (") (") ... 100

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... (建築住宅課) ... 101

監 査 公 表

財政援助団体等監査結果の公表 (3 件) (監査事務局) ... 101

雑 報

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催..... (環境・ゼロカーボン推進課) ... 103

規 則

○愛媛県規則第2号

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則 (昭和23年愛媛県規則第67号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---|----|--|---|----|--|
| (水質基準) | | | (水質基準) | | |
| 第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 | | | 第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 | | |
| (1) 省略 | | | (1) 省略 | | |
| (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。 | | | (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。 | | |
| 1・2 省略 | | | 1・2 省略 | | |
| 3 大腸菌 | 省略 | | 3 大腸菌群 | 省略 | |

| | | |
|------|--|--|
| 4 省略 | | |
| 2 省略 | | |

| | | |
|------|--|--|
| 4 省略 | | |
| 2 省略 | | |

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|--|--|-------|----|--|------|--|--|---|--------|--|--|--------|----|--|------|--|--|
| <p>(水質基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p> | 1・2 省略 | | | 3 大腸菌 | 省略 | | 4 省略 | | | <p>(水質基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌群</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p> | 1・2 省略 | | | 3 大腸菌群 | 省略 | | 4 省略 | | |
| 1・2 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 大腸菌 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1・2 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 大腸菌群 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第129号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 増減等の内容

(1) 増減内容

令和7年3月31日をもって、津島水道企業団を愛媛県市町総合事務組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

上記の増減内容に係る規定の変更

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

令和7年4月1日

(2) 規約の変更年月日

令和7年4月1日

3 増減等の許可年月日

令和7年2月18日

○愛媛県告示第130号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|---------|---------------|-------------|---------------|
| 喜多医師会病院 | 大洲市東大洲1563番地1 | 一般社団法人喜多医師会 | 令和10年2月26日まで |

○愛媛県告示第131号

愛媛県がん対策推進計画に定める事業所調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

がん患者の就労継続に向けた県内事業所の状況や取組み、課題を調査し、県がん対策推進計画に定める本県独自の取組みの一つである「がん患者の就労継続に向けた支援の充実」を図るための検討材料とする

2 調査対象の範囲

従業者(常時雇用者)1人以上の民営事業所

3 報告を求める事項

事業所、がん患者の就労状況、就労継続における課題に関すること

4 報告を求める事項の基準となる期間

令和7年3月10日から令和7年3月31日までの間

- 5 報告を求める者
2の記載から無作為抽出した事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
オンライン調査による自計方式
- 7 報告を求める期間
令和7年3月10日から令和7年3月31日までの間

○愛媛県告示第132号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス大可賀店
松山市大可賀二丁目671番6 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年10月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,299平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
53台
イ 駐輪場の収容台数
10台
ウ 荷さばき施設の面積
131平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
19.4立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和7年2月19日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画公園事業8・4・1城山公園（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

平成15年6月3日から（県報告示の日）

令和14年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県大洲市大洲字三ノ丸地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第135号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実 |
|-------------------|--------------------|-------------|-----------|------------------------|--------------------|---|----------------------------|
| (般 - 2) 第15741号 | 令和2年 5月13日 | (有)真建設 | 大久保雄生 | 今治市高地町2 - 甲1845 - 2 | 令和7年 1月7日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 5) 第17165号 | 令和5年 5月24日 | (株)マルタカ | 高瀬 勝 | 今治市朝倉上甲2442 - 59 | 令和7年 1月7日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 3) 第18771号 | 令和3年 12月21日 | (有)ハウジング今治 | 曾我部淳二 | 今治市中寺546 | 令和7年 1月15日 | 土工事業 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 5) 第18254号 | 令和6年 3月22日 | 四国中央電機(有) | 守屋 秀周 | 四国中央市土居町津根22 23 - 1 | 令和7年 1月30日 | 電気工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 3) 第18691号 | 令和3年 7月29日 | ひまり工業 | 伊藤 隆徳 | 西条市大町262 - 5 | 令和7年 1月31日 | 土工事業 とび・土工事業 鋼構造工事業 舗装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-----------------------|-----------|
| 県 道 | 後柿之浦線 | 宇和島市津島町成字バンホトコロ155番11 | 令和7年2月28日 |

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|-----------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市肱川町宇和川3349番3 | 旧 | メートル 15.8~29.6 | キロメートル 0.032 | |
| | | | 新 | 20.7~46.2 | 0.032 | |

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|-------|-----------------|-----------|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市肱川町宇和川3349番3 | 令和7年2月28日 |

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和7年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和7年7月6日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和7年9月14日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和7年7月27日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和7年10月12日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

3 受験申込手続

令和7年4月1日（火）午前10時から14日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合は、同月7日（月）までに同センター本部に申し出ること。

4 建築設計製図の課題

令和7年6月18日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

5 学科の試験の合格通知

令和7年8月25日（月）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

令和7年12月2日（火）（予定）付けの愛媛県報で公告する。

監 査 公 表

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月28日

愛媛県監査委員 高 田 健 司

同 松 下 行 吉

同 大 石 豪

同 高 石 淳

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第3 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第4 監査の実施内容

令和5年度における下記の補助金等に係る出納その他の事務について、下記11団体に対して監査を実施した。

第5 監査対象機関と監査の結果

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|---------------------------------|------------|
| 学 校 法 人 松 山 学 院 | 令和6年11月27日 |
| 学 校 法 人 R W F グ ル ー プ | " |
| 公 益 財 団 法 人 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 協 会 | " |
| 公 益 社 団 法 人 愛 媛 県 紙 パ ル プ 工 業 会 | " |
| 学 校 法 人 慶 応 学 園 | " |
| 株 式 会 社 ユ タ カ | " |
| 宇 和 島 商 工 会 議 所 | " |
| 西 条 市 小 松 町 土 地 改 良 区 | " |
| 大 洲 市 森 林 組 合 | " |
| 公 益 財 団 法 人 愛 媛 の 森 林 基 金 | 令和6年12月20日 |
| 松 山 空 港 ビ ル 株 式 会 社 | 令和6年12月17日 |

（監査の結果）

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好であった。

| 事 業 主 体 | 補 助 金 等 の 名 称 | 補 助 対 象 事 業 等 | 補 助 対 象 事 業 費 等 | 補 助 金 額 等 |
|-----------------------|---|-----------------------|-----------------|--------------|
| 学 校 法 人 松 山 学 院 | 令 和 5 年 度 愛 媛 県 私 立 学 校 運 営 費 補 助 金 | 松山学院高等学校の運営費 | 581,784,797円 | 273,627,340円 |
| 学 校 法 人 R W F グ ル ー プ | 令 和 5 年 度 愛 媛 県 私 立 専 門 学 校 授 業 料 等 減 免 事 業 費 補 助 金 | 四国中央医療福祉総合学院の授業料等減免措置 | 13,400,500円 | 13,400,500円 |

| | | | | |
|------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| " | 令和5年度愛媛県看護師等養成所運営費補助金 | 四国中央医療福祉総合学院の看護師等養成所運営費 | 75,301,368円 | 16,548,000円 |
| 公益財団法人愛媛県スポーツ協会 | 令和5年度国民体育大会派遣事業費補助金 | 国民体育大会参加者の交通費、宿泊費等 | 65,035,734円 | 65,035,734円 |
| " | 令和5年度愛媛県スポーツ協会機能強化費補助金 | 常務理事及びリーダーの設置に関する人件費、福利厚生費 | 9,786,898円 | 9,786,898円 |
| " | 令和5年度スポーツ医学指導者派遣事業費補助金 | スポーツ医学指導者派遣事業に要する報償費及び旅費 | 6,316,125円 | 6,316,125円 |
| " | 令和5年度国体メディカルチェック支援事業費補助金 | 国民体育大会選手の健康診断受診料 | 5,858,786円 | 5,858,786円 |
| " | 第44回国体四国ブロック大会開催費補助金 | 第44回国体四国ブロック大会開催事業 | 3,300,000円 | 3,300,000円 |
| " | 令和5年度国体予選会派遣等事業費補助金 | 国体予選会派遣等事業 | 2,970,645円 | 2,970,645円 |
| 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会 | 令和5年度愛媛県紙産業資源循環促進支援事業費補助金 | 工業会会員が行う研究開発・設備整備に対する工業会の補助 | 28,030,000円 | 28,030,000円 |
| " | " | 工業会が行う調査研究に要する経費 | 4,096,000円 | 3,000,000円 |
| 学校法人慶応学園 | 令和5年度愛媛県私立学校運営費補助金 | 慶応幼稚園の運営費 | 219,070,235円 | 86,748,000円 |
| " | 令和5年度愛媛県私立幼稚園等子育て総合支援事業補助金 | 慶応幼稚園の預かり保育、子育て支援事業等 | 3,517,500円 | 1,560,000円 |
| 株式会社ユタカ | 令和5年度愛媛県産業DXモデル創出事業費補助金 | ロボット検査システム一式 | 19,750,000円 | 13,160,000円 |
| 宇和島商工会議所 | 令和5年度小規模事業者の振興と経営の安定を図る経費補助金 | 地域の小規模事業者の振興と経営の安定を図る経費 | 43,827,843円 | 38,289,680円 |
| 西条市小松町土地改良区 | 令和5年度農業経営高度化支援事業費補助金（農業経営高度化促進事業） | 中心経営体への農地の集積・集約化を促進する事業 | 62,536,000円 | 62,536,000円 |
| 大洲市森林組合 | 令和5年度造林事業補助金 | 人工造林・下刈り、間伐、森林作業道整備 | 368,492,030円 | 147,396,812円 |
| " | 令和5年度自伐林家支援事業費補助金 | 植栽、下刈り、枝打ち等 | 3,101,180円 | 3,101,180円 |
| " | 令和5年度未整備森林再生事業費補助金 | 森林作業道改良 | 1,440,400円 | 1,289,600円 |

| | | | | |
|---------------|-----------------------|-------------------|------------|------------|
| 公益財団法人愛媛の森林基金 | 令和5年度造林事業補助金 | 下刈り等の森林整備 | 2,619,020円 | 1,309,510円 |
| " | 令和5年度未整備森林再生事業費補助金 | 下刈り等の森林整備 | 4,154,400円 | 1,211,000円 |
| 松山空港ビル株式会社 | 令和5年度松山空港魅力向上支援事業費補助金 | 松山空港利用者の安全性、利便性向上 | 7,345,000円 | 2,998,000円 |

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月28日

愛媛県監査委員 高田 健 司
 同 松下 行 吉
 同 大石 豪
 同 高石 淳

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第3 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第4 監査の実施内容

令和5年度の出資に係る出納その他の事務について、下記7団体に対して監査を実施した。

第5 監査対象機関と監査の結果

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|--------------------|------------|
| 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社 | 令和6年12月17日 |
| 松山空港ビル株式会社 | " |
| 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団 | " |
| 南レク株式会社 | 令和6年12月18日 |
| 公益財団法人愛媛の森林基金 | 令和6年12月20日 |
| 松山観光港ターミナル株式会社 | " |
| 公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター | " |

（監査の結果）

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好であった。

| 団 体 名 | 県 出 捐 額 | 基 本 金 等 |
|-----------------|--------------|---|
| 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社 | 936,000,000円 | 設立 平成5年4月30日 基本金額 3,427,000,000円 |

| | | |
|------------------------|--------------|--|
| 松山空港ビル株式会社 | 300,000,000円 | 設立 昭和53年11月1日 基本金額 1,125,000,000円 |
| 公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団 | 500,000,000円 | 設立 昭和49年12月25日 基本金額 750,203,544円 |
| 南レク株式会社 | 106,933,333円 | 設立 昭和48年6月14日 基本金額 400,000,000円 |
| 公益財団法人 愛媛の森林基金 | 400,000,000円 | 設立 昭和61年5月10日 基本金額 1,051,130,000円 |
| 松山観光港ターミナル株式会社 | 256,000,000円 | 設立 平成10年4月23日 基本金額 579,400,000円 |
| 公益財団法人 愛媛埋蔵文化財センター | 5,000,000円 | 設立 昭和52年6月9日 基本金額 5,000,000円 |

(監査の結果)
第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね良好であった。

| 公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体 | 公 の 施 設 の 名 称 | 委 託 金 額 |
|------------------------|-----------------------------|--------------|
| 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社 | 愛媛国際貿易センター | 129,682,000円 |
| 公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団 | 愛媛県武道館 | 193,102,000円 |
| 南レク株式会社 | 南予レクリエーション都市公園 | 366,305,000円 |
| 株式会社 レスパスコーポレーション | 愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター | 183,632,000円 |
| 松山観光港ターミナル株式会社 | 松山観光港ターミナル | 36,518,000円 |

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同条例第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を提出することができます。

令和7年2月28日

三崎ウインド・パワー株式会社

代表取締役 岡 垣 啓 司

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 三崎ウインド・パワー株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 岡垣 啓司
- (3) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町松4262番地2

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 (仮称)三崎ウインドパークリブレース事業
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事業
- (3) 規 模 総出力 最大34,400キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県西宇和郡伊方町

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県西宇和郡伊方町

5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））
伊方町役場本庁舎（愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1）
伊方町役場瀬戸支所（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6）
伊方町役場三崎支所（愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地）

○公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月28日

愛媛県監査委員 高 田 健 司

同 松 下 行 吉

同 大 石 豪

同 高 石 淳

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第3 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第4 監査の実施内容

令和5年度において実施された公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、下記5団体に対して監査を実施した。

第5 監査対象機関と監査の結果

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|--------------------|------------|
| 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社 | 令和6年12月17日 |
| 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団 | " |
| 南レク株式会社 | 令和6年12月18日 |
| 株式会社レスパスコーポレーション | 令和6年12月20日 |
| 松山観光港ターミナル株式会社 | " |

(2) 縦覧期間

令和7年2月28日(金)から令和7年3月31日(月)まで(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)

なお、方法書の電子版は弊社(三崎ウインド・パワー株式会社)ホームページ(<https://misakiwindpower.com>)において、令和7年2月28日(金)～3月31日(月)まで閲覧いただけます。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和7年4月14日(月)まで

(2) 提出先 〒796-0811

愛媛県西宇和郡伊方町松4262番地2

三崎ウインド・パワー株式会社

電話 080-1055-8580

(3) 提出方法 郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による

(4) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月12日(水)18時より

場所 伊方町串集会所(愛媛県西宇和郡伊方町串525番地)

(2) 日時 令和7年3月13日(木)18時より

場所 伊方町与修集会所(愛媛県西宇和郡伊方町与修893番地)

(3) 日時 令和7年3月14日(金)18時より

場所 伊方町三崎支所(愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地)